

【龍ヶ崎市議会議員一般選挙】当選の効力に関する異議の申出に対する決定について

○内容：

異議申出人、茨城県龍ヶ崎市長山2丁目13番地9、藤木妙子氏から、令和5年5月1日付けで提出された、龍ヶ崎市議会議員一般選挙における当選の効力に関する異議の申出について、本委員会では、次のとおり決定を行ったので、お知らせします。（詳細につきましては、決定書に記載のとおりです）

1 決定

本件異議申出を棄却する。

2 異議申出（藤木氏）の趣旨

当初、村井氏が転入届を出した若柴町の住宅に、生活の本拠がないため、選挙権を有しない。

3 当選人（村井氏）の主張

若柴町の住居に住民登録をしつつ、市内佐貫町の知人A氏宅に間借りしていたので、そこに生活の本拠があった。1月12日か遅くとも13日から3月15日までは、A氏宅で暮らしており、3月16日以降は、現住所である佐貫町のアパートで生活をしている。

4 決定の理由

証言・証拠を総合的に判断し、少なくとも1月13日から3月15日までの間において、完全、確実とまでは言えないが、相当の期間、A氏宅で起臥（きが）、寝食等の実態があったことが認められる。

また、3月16日以降においても、現住所地のアパートにおいて一定程度の起臥、寝食等の実態があったことが認められる。

5 審査の申立てについて

この決定に不服がある者（選挙人又は候補者）は、決定書の交付日又は告示日から21日以内に、文書で茨城県選挙管理委員会に審査を申し立てることができる。